　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　埼剣連第254号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　令和7年1月8日

各 加盟団体長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 公益財団法人 埼玉県剣道連盟

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会　　長　　栗　原　憲　一

剣道・居合道・杖道 称号（錬士号及び教士号）

推薦認定会の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施いたします。

つきましては、該当者に受審資格等を周知徹底の上、申し込みください。

記

1. 日　　時　　令和7年3月2日(日)
   1. **剣道（教士）・居合道（錬士・教士）・杖道（錬士・教士）**

入場時間　　午前9時00分～9時30分

受付時間　　午前9時10分～9時30分

* 1. **剣道（錬士）**

受付時間　　午後12時00分～12時30分

1. 会　　場　　**さいたま市大宮武道館　主道場　剣道・杖道**

**剣道場　居合道**

〒337-0052　さいたま市見沼区堀崎町12-36

※駐車場は第3駐車場（未舗装**前向き駐車厳守**）が利用できますが、駐車場には限りがありますので、公共交通機関を利用してください。

1. 受審資格
2. 錬士号：六段受有後１年以上を経過(令和6年5月31日以前に取得)した者

　　　　　　 五段受有後10年以上を経過(平成27年5月31日以前に取得)し、

　　　　　　 かつ、年齢60歳以上の者(第11条2項による特例)

教士号：錬士七段受有者で、七段受有後２年以上を経過(令和5年5月31日以前に取得)した者

1. 埼剣連称号推薦認定会の１年以内（令和6年2月～令和7年2月）に全剣連派遣講師・埼剣連派遣講師の講習会を錬士は1回以上、教士は２回以上受講していること（申込時に剣道手帳の写しを添付）
2. 審査内容
3. 剣 道：日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を行う。
4. 居合道：実技、審判法を行う。
5. 杖 道：指定６本、仕と打を交代して行う。
6. 指導法：「小論文」を当日受付に提出する。
7. 錬士問題　「剣道指導の心構え」について述べなさい。

①字数　400字以上800字以内

②用紙　400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）

③書き方　用紙1行目に表題、2行目に加盟団体名・氏名を記し、3行目2段目より書くこと。

必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。

1. 教士問題　「剣道指導者としてのあり方」について述べなさい。

①字数　800字以上1,200字以内

②用紙　400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）

③書き方　用紙1行目に表題、2行目に加盟団体名・氏名を記し、3行目2段目より書くこと。

必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。

（注）居合道、杖道は、それぞれに置き換えて述べなさい。

1. 提出及び持参するもの

【教士】【錬士】共通

1. 小論文（埼剣連提出用）
2. 剣道具・木刀・審判旗
3. 認定会受講料

　錬士　7,000円　　　教士　9,000円

　加盟団体ごとに取りまとめてください。

1. 申込期限　令和7年2月14日（金）必着

審査会申込書を使用のこと。

1. 欠席連絡

2月31日午後4時までは埼玉県剣道連盟事務局（048-834-8869）、それ以降～当日午前8時30分までに埼剣連携帯電話（080-3737-9368・080-3737-9380）へSMS（ショートメッセージ）にて必ず連絡のこと。

1. 安全対策

(公財)埼玉県剣道連盟として傷害保険には加入しています。

　　　　なお、受講中の負傷、疾病については応急処置のみ行います。

　　　　健康保険証を持参してください。

1. 個人情報保護法への対応 （以下を申込者に周知してください。）

申込書に記載される個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は、全日本剣道連盟および加盟団体(各都道府県剣道連盟)が実施する本認定会運営のために利用する。なお、登録加盟団体名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(ホームページ等)に公表することがある。

1. 受審にあたって

全日本剣道連盟ホームページ2024年9月1日施行

「[感染症予防ガイドラインについて](https://www.kendo.or.jp/information/20240806-2/)」に準拠します。

1. ビデオ撮影等について

全日本剣道連盟ホームページ2019年3月22日更新「大会等におけるビデオ撮影等について」に準拠します。

[[大会等におけるビデオ撮影等について](https://www.kendo.or.jp/information/20190322/)](https://www.kendo.or.jp/information/20190322/)